

第4期酒田市地域福祉活動計画 体系(案)について

1 体系(案)策定にあたっての整理

【社会福祉法に定められた地域福祉の推進主体について】

改正社会福祉法では従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた、「地域住民」を事業者及び社会福祉に関する活動を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けています。

社会福祉法第4条（令和3年4月1日改正）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（酒田市社会福祉協議会の整理）社会福祉法における「地域住民等」について

地域住民

酒田市に住む住民（市民）

社会福祉を目的とする事業を経営する者

酒田市社会福祉協議会（以下、「市社協」）を含む社会福祉法人、介護・福祉サービス事業者、地域包括支援センター、その他相談支援機関・団体など

社会福祉に関する活動を行う者

民生委員・児童委員、学区・地区社会福祉協議会、自治会、コミュニティ振興会、老人クラブ、ボランティア団体 など

【アンケート、意見聴取会から見えてきた課題とそれに対する市社協として考え方】

①課題の複雑化・多様化

→ 身近な地域の課題の解決を支援する関係者がネットワークをつくりともに考える

除雪、移動など従前からの地域生活に関わる課題に加え、引きこもり、80代の親が5

0代の子どもの生活を支える8050問題、子どもの貧困、高齢や障がいにより自立が困難な刑務所出所者等の帰住など地域課題はさらに複雑化・多様化しており、現状の制度や仕組みでは対応しきれない課題が多く挙げられています。課題が多くある中で、どこに相談に行けばよいかわからないなどの声や、縦割りによる個々の支援の連携の不足に対する不満が多く挙がっています。市の部局間、福祉関係機関・団体がより深く連携・協働の体制をとり、複合的な課題を抱える人・世帯を支援していくことが重要です。

②担い手不足

→ 地域住民が主体的に地域の課題に取り組める様々なきっかけ、仕組みをつくる

リーダーの不足、地域福祉の活動に関わる方の減少といった担い手の不足が人口減少、定年年齢の上昇と共に大きな課題として挙げられています。地域の活動意向があるが現在は取り組んでいない潜在的な人材を活動につなげていくために、様々なきっかけづくりに取り組む必要があります。また、地域の団体とボランティア団体、社会福祉法人、福祉事業者、企業等、様々な団体同士がネットワークでつながり、地域の課題に協力して取り組んでいく必要があります。

③地域での孤立、孤独の進行

→ 地域の隠れた困りごとを見つけ、つなぐ

近所づきあいの希薄化、核家族化などを原因とする地域での孤立、孤独の進行が伺えます。この結果、現在の制度だけでは対応できていない課題や複合的な課題を抱える人や世帯は、表に現われにくくなっており、これを支援するためには、行政や関係機関と地域が協力して発見し、福祉サービスや支援者につなげていく必要があります。加えて、人口の減少などを背景に、自身の死後のこと、墓や財産の整理などを将来の課題とする人も多く、場合により、空き家、住居荒廃（ゴミ屋敷）などの形で地域の課題として現れることもあります。

④支え合い・助け合いへの意識の変化

→ 支え合う気持ちを地域みんなで育む

ここまで挙げられた課題に対して、制度や行政サービス（共助・公助）の拡充への期待や不満が多く挙げられる傾向にあります。地域の課題を地域の支え合いの力で解決す

る地域福祉の理解を進めるためには、課題を見つめ、考え、共有する地域でのワークショップなどの場や、その解決のために行動する地域住民主体の実践の場をさらに創り出す必要があります。また、これを進めるため、子どものころから地域や学校で福祉教育を行っていく必要があります。

⑤地域福祉に関わることの「やりがい」

→ 地域を支える団体の活動を広め、支援する

一方で、現に地域福祉の活動に関わる方からは、様々な方とのつながるきっかけや、学び、感謝されることなどがやりがいや生きがいにつながっているとの声もあります。これを促進するため、地域活動団体の情報発信の支援と住民への情報提供の充実、地域で活動できる場の拡充の支援に取り組む必要があります。

また、これらのことに加え、

→ 地域住民自らの手による介護予防、健康増進、子育て支援活動を支援する

→ 判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう支援する（権利擁護の支援）

→ 平常時からの見守りなどを通し、地域防災や感染症対策など安心を支援する

ことも、市社協のこれまでの活動を踏まえ、重要と考えています。

2 計画策定にあたっての考え方について

これらを踏まえ、市社協では、今計画策定にあたっては、

- ①地域福祉の推進は、地域住民が「主役」となって進めていく
- ②一方で、地域住民「のみ」に任せるのではなく、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」を行う者との連携・協力をさらに推進していく
- ③そのために市社協が社会福祉法に定める「地域福祉を推進する民間団体」としての中心的な役割を引き続き果たしていく

ことを基本とし、前述の社会福祉法改正の趣旨に則り、計画が第3期計画までのように単に『市社協が計画期間中に何を行うか』のみを計画するのではなく、

- ①市地域福祉計画で設定する「基本目標」「基本理念」「推進施策」を共通のゴールとし、地域住民等での共通理解を深め、
- ②「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が連携・協力して何を行うべきか、(関わりの薄い、関心のない)「地域住民」へどのように働きかけていくかについての市社協からの提案、呼びかけを行い、
- ③市社協がその「実践者」「支援者」として、連携・協力を地域に広く「つなげる」ために何を行うかを計画 (市社協「つなげる」アクション)

するものとします。

3 計画の体系(案)について

具体的には、計画の体系について、

- ①市地域福祉計画と共通の「基本目標」「基本理念」「推進施策」
 - ②事業者及び福祉に関する活動を行う方への提案、呼びかけ
 - ③市社協「つなげる」アクション(目標の実現に向けた市社協の取り組み)
- の順で構成します。

4 計画期間中の市社協の役割について

市社協「つなげる」アクションとして、地域福祉の「実践者」「支援者」である市社協が、計画期間中に果たすべき役割は次の通りです。これは、計画期間中の市社協職員の行動規範となります。

<酒田市社会福祉協議会の役割>

- 1 地域福祉の担い手となる、人材や事業者・団体を発掘し、将来の担い手を育てる
- 2 地域福祉の担い手一人ひとりが主役となって活動してもらえるように支援する
- 3 地域の福祉課題を地域住民で解決していけるような取り組みや仕組みづくりを支援する
- 4 酒田市社会福祉協議会自らが、地域の福祉課題の発見に取り組み、解決のための新たな取り組みや仕組みを創り出す
- 5 地域福祉活動の中心となって、福祉課題を解決するため「連携・協働の場」(プラットフォーム)の役割を担い、市社協自らの体制強化に取り組む
- 6 福祉の専門家集団として、福祉制度や仕組みに関する情報収集や提供を行い、地域福祉部門、介護・福祉サービス部門、総務部門が協力して地域福祉力の向上に貢献する